

平成31年3月29日
都市局街路交通施設課
道路局国道・技術課

「道路トンネル非常用施設設置基準」の改定について

昭和56年に制定した「道路トンネル非常用施設設置基準」について、このたび道路トンネルの非常用施設を取り巻く環境変化を踏まえた改定を行いましたのでお知らせします。

【改定のポイント】

- 避難通路と排煙設備の役割を踏まえた設置条件の明確化
- 運用・連携等の記載
- 新技術導入への配慮、最新の知見等の反映

1. 概要

「道路トンネル非常用施設設置基準」は、道路トンネル内で火災その他事故が発生した場合の被害を最小限にとどめるために必要な設備を定めており、昭和56年に制定されたものです。

当基準は、通報・警報設備や消火設備などの非常用施設の種類や、交通量とトンネル延長で決まる等級に応じて設置する設備を定めているものです。

今回の改定は、排煙設備及び避難通路の設置条件の明確化、非常用施設の運用上の留意点の記載、新技術の開発・導入促進に向けた記載内容の見直しを行ったものです。

詳細な内容については、別紙又は国土交通省道路局ホームページをご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/bunya05.html>

2. スケジュール

平成31年4月以降、新たに着手する設計、計画に適用します。

<お問い合わせ先>

道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 課長補佐 長田

代表：03-5253-8111（内線 37893）

直通：03-5253-8492 FAX：03-5253-1620

都市局 街路交通施設課 企画専門官 鯨岡

代表：03-5253-8111（内線 32862）

直通：03-5253-8417 FAX：03-5253-1592

1. 改定のポイント

- ①避難通路と排煙設備の役割を踏まえた設置条件の明確化
- ②運用・連携等の記載
- ③新技術導入への配慮, 最新の知見等の反映

2. 改定の概要

<改定前>

第3章 設置計画

(前略)トンネル等級区分に応じて, 表3-1に示す施設を設置するものとする

表3-1

非常用施設		トンネル等級				
		AA	A	B	C	D
通報・警報設備	非常電話	○	○	○	○	
	押ボタン式通報装置	○	○	○	○	
	火災検知器	○	△			
	非常警報装置	○	○	○	○	
消火設備	消火器	○	○	○		
	消火栓	○	○			
避難誘導設備	誘導表示板	○	○	○		
	排煙設備または避難通路	○	△			
その他の設備	給水栓	○	△			
	無線通信補助設備	○	△			
	ラジオ再放送設備または拡声放送設備	○	△			
	水噴霧設備	○	△			
	監視装置	○	△			

(注) 上表中「○印は原則として設置する」, 「△印は必要に応じて設置する」ことを示す。

<改定後>

第3章 設置計画

(前略)トンネル等級区分に応じて, 表-3.1に示す施設を設置することを標準とする

表-3.1

非常用施設		等級区分				
		AA	A	B	C	D
通報設備	通話型通報設備	○	○	○	○	
	操作型通報設備	○	○	○	○	
	自動通報設備	○	△			
警報設備	非常警報設備	○	○	○	○	
消火設備	消火器	○	○	○		
	消火栓設備	○	○			
避難誘導設備	誘導表示設備	○	○	○		
	避難情報提供設備	○	△			
	避難通路	○	△			
その他の設備	排煙設備	○	△			
	給水栓設備	○	△			
	無線通信補助設備	○	△			
	水噴霧設備	○	△			
	監視設備	○	△			

(注) 上表中○印は「設置する」, △印は「必要に応じて設置する」ことを示す。

避難通路と排煙設備の役割を踏まえた設置条件の明確化

新技術導入への配慮, 最新の知見等の反映

第5章 運用

(運用・連携に関する一般的事項なし)

第5章 運用

運用・連携等の記載

(1) 非常用施設の運用方法の明確化として, 設備の目的に応じ, あらかじめ運用の内容等を定めおかなければならない。(新設)

(2) 非常用施設の運用方法の明確化にあたっては, 関係機関との連携に配慮しなければならない。(新設)※第1章より移行

(以下略)